

に関するお知らせ

被保険者証の有効期限にご注意ください

- ◆令和4年度は、後期高齢者医療の保険証をもう一度新しい保険証に更新します。
- ◆9月中に、令和4年10月1日から使える新しい保険証をお届けしますので、ご自身の窓口負担割合が何割になるかはそちらでお確かめください。
- ◆医療機関や薬局の窓口などで保険証を見せるときは、「有効期限」を必ず確かめましょう。



窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
- ◆同じ医療機関を受診して上限額を超えた場合は、上限額以上を窓口で支払わなくてよい取扱いがされます。
- ◆複数の医療機関を受診して上限額を超えた場合は、1か月の負担増を3千円までに抑えるための差額を高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

(例：1か月の医療費が50,000円の場合)

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払戻し (③-④)	2,000円



配慮措置

1か月の負担増を
3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

島根県後期高齢者医療広域連合業務課 0852-20-7526
西ノ島町役場 町民課 08514-6-0103

今回の制度改正の背景等に関するご質問等は…

厚生労働省コールセンター 0120-002-719 にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の午前9時～午後6時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には広域連合から申請書を郵送します

申請書が届いた人は、申請書に記載の内容に沿って口座登録の手続きをしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や広域連合・市町村から、電話や訪問して口座情報の登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは、絶対にありません。
- ATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188（いやや！））にお問い合わせください。

書類は必ず
郵送でお届けします



後期高齢者医療制度

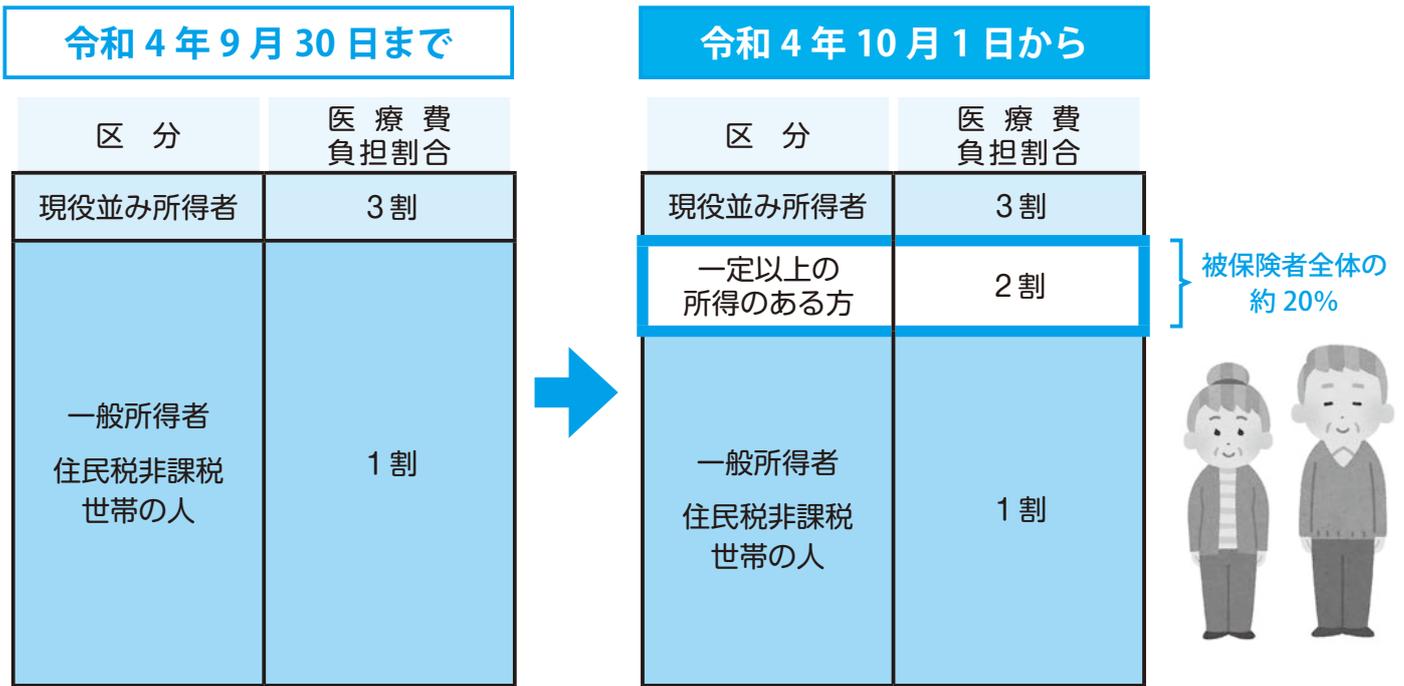
一定以上の所得がある人の医療費の窓口負担割合が変わります

◆令和4年(2022年)10月1日から、75歳以上の人等^{※1}で一定以上の所得がある人^{※2}は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

◆窓口負担割合が2割となる人は、全国の後期高齢者医療の被保険者のうち約20%の人です。

※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含みます。

※2 現役並み所得者(令和4年8月からの窓口負担割合が3割である人)は、10月1日以降も引き続き3割です。

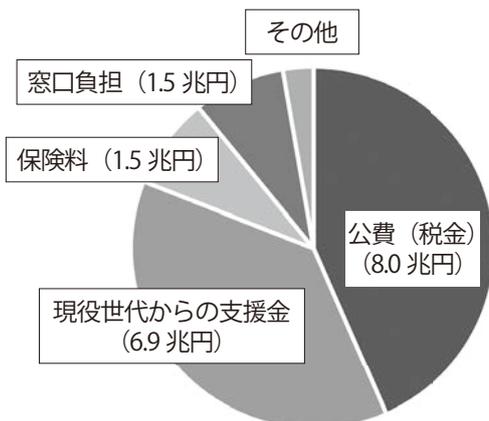


見直しの背景

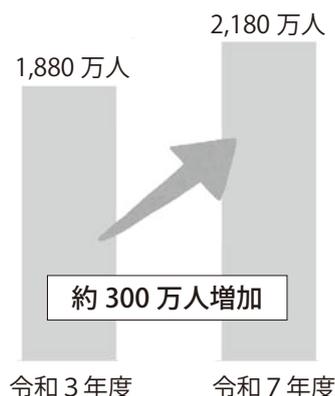


- ◆令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、後期高齢者の医療費が大きく増えていくことが見込まれています。
- ◆後期高齢者の総医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代からの支援金(子や孫の世代の負担)であり、今後も増えていく見通しです。
- ◆今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円) ※令和4年度予算ベース



75歳以上の人口の増加



現役世代からの支援金の増加

